令和7年5月に契約した一者随意契約の契約案件

※ 契約金額130万円(消費税込)超を公表

	番号及び名称
1	第88022号 林道西彼杵半島線山口工区地すべり調査等業務委託
2	第81008号 固定資産家屋評価補助業務委託
3	第70014号 西彼北小学校屋内消火栓設備改修工事
4	第90003号 西海市汚泥再生処理センター敷地観測調査業務委託
5	第99035号 西海総合支所旧庁舎ネットワーク機器移設及び拠点VPN構築工事
6	第108014号 生活保護システムガバメントクラウド接続環境構築業務委託
7	第13021号 西海市水道事業料金改定計画策定業務委託
8	第102003号 西海市こども計画策定業務委託
9	第110040号 第28弾さいかい丼フェア広告宣伝業務委託

契約內容一覧表(業務)

第 回 変更理由条項

令和7年度

業務番号 第88022号 業務名 林道西彼杵半島線山口工区地すべり調査等業務委託 業務場所 西海市大瀬戸町地内 業務の種類 森林土木

長崎県佐世保市万徳町1-20 請 負 人 住所・氏名 (株)アールデ 代表取締役 小野 征一 様

公表期限 令和8年 5月31日まで

契	! 糸	り 年	月	月		令和7年 6月 5日
第	口	契約雾	で更生	F月 目	1	
第	口	契約変	で更 年	F月 F		
第	П	契約雾	で更 年	F月 F	1	

請負代金金額(当初)	12,903,000円
第 回 変更請負代金金額	
第 回 変更請負代金金額	
第 回 変更請負代金金額	

Т.	期	着工年月日	令和7年 6月 5日
	栁	竣工年月日	令和7年12月26日
第	回 変更	更竣工年月日	
第	回 変更	更竣工年月日	
第	回 変更	更竣工年月日	

随意契約における契約相手方の選定理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

本業務は、既存のボーリング孔を利用し、地下水位及び地盤の変状に係る観測及び調査、記録の整理とりまとめを行い、対策工法の検討を行う業務である。 選定業者は、令和4年度から令和6年度までの実施業者であり、業務内容を的確に理解し、当該地区周辺の地形も把握しており、既設観測器に精通した業者である。また、引き続きの観測と過年度データのとりまとめを一連の作業で実施することができ、前調査との複合的で多角的な検討が可能な業者との随意契約とするものです。

概	要	į.		
状を 【業	: 調 (務]查o i内a	及び解 容】	いらの8月豪雨①により発生した林道西彼杵半島線山口工区の地すべり災害について、地すべりの変析を行うもの。 解析業務 N=1式
穿	j	口	変更概要	要
穿	与	口	変更概要	要
穿	亨	口	変更概要	要

É	第 回 変更理由条項			
É	序 回 変更理由条項			

業務場所 西海市内

業務の種類 不動産鑑定業者

業務番号 第81008号

請負人

長崎県長崎市樺島町7-6 NSビル

住所・氏名 長崎総合鑑定㈱

業 務 名 固定資産家屋評価補助業務委託

代表取締役 渡辺 浩一 様

公表期限

令和8年 5月31日まで

契	! 糸	り 年	月	日	令和	7年	6月4日	
第	口	契約変	と更 年	F月 日				
第	口	契約変	で更 年	F月 日				
第	口	契約雾	で更 年	F月 日				

請負代金金額(当初)	5,075,400円
第 回 変更請負代金金額	
第 回 変更請負代金金額	timy
第 回 変更請負代金金額	timy timy

Т	. 期	着工年月日	令和7年	6月10日
	- 791	竣工年月日	令和8年	3月19日
第	回 変り	更竣工年月日		
第	回 変見	更竣工年月日		
第	回 変列	更竣工年月日		

随意契約における契約相手方の選定理由

技術の専門性、年度における評価格差の防止と業務の熟練度・信頼 | 性から上記業者1社と随意契約により委託する。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の適用

契約內容一覧表(業務)

△和7年由

																													LH 1	十岁
概	要	Ę,																												
委法	託を	· 行 平価:	う。 結果	本の	件弟 均獲	美務 可及	委託 び整	合合	よる 性を	家屋確保	を 評	価は	t、f	令和 (6年	度評	価を	きえり	こ係	る翁	(屋	り鑑	定評	猛し	と関連	重し`	てお	り、	評值	皆への 西方 る長崎
	第	口	変	更櫻	要																									
	第	口	変	更根	要																									
	第	口	変」	更楒	要																									
	tut.				. ,	A	_																							
	第	口	変	更理	由:	条項	Į																							

717	D & X CEU A G
hh	口,亦不知上为存
弗	回 変更理由条項
	to the Transit Life of
第	回 変更理由条項

契約內容一覧表(工事)

令和7年度

工事番号	第70014号
工事名	西彼北小学校屋内消火栓設備改修工事
工事場所	西海市西彼町地内
工事の種類	消防施設

長崎県長崎市五島町6-17 請 負 人 住所・氏名 (㈱長崎ユタカ 代表取締役 野田 賢司 様

公表期限 令和8年 5月31日まで

当	2 糸	句 年	月	Н	令和7年 6月 5日
hh:	, ,,,	±n 44 ±			[4][i · i 5); 5 [i
第	旦	契約雾	と史を	14月日	
第	口	契約変	変更を	手月 日	
第	口	契約雾	で更 生	下月 日	

請負代金金額(当初)	3,820,300円
第 回 変更請負代金金額	
第 回 変更請負代金金額	
第 回 変更請負代金金額	

工期	着工年月日	令和7年 6月	5 目
上 朔	竣工年月日	令和7年11月	1 日
第 回 変	更竣工年月日		
第回変	更竣工年月日		
第 回 変	更竣工年月日		

随意契約における契約相手方の選定理由

入札額と設計額に大きく開きがあり最低制限価格を下回り入札不調であった。

教育施設の消防設備であり、安全確保を急ぐことから地方自治法施行令第 167条の2第1項8号により応札した2者より見積を徴取し随意契約を行うも

なお、応札した2社より内訳書を徴取した結果、材料費に相違が見られた ため見積内容を調査の結果、見積された材料が設計で計上した材料の同等品 以上と認められる。

	7 仰 1 平反
概要	
消火ポンプユニット改修 一式	
11日人作 77 年7下以他 工	
第 回 変更概要	
第 回 変更概要	
第 回 変更概要	
第一同 亦更理由 条項	

牙	20 多叉哇田未供	
第	到 変更理由条項	
第	到 変更理由条項	
214	1 300 21 700 7	

契約内容一覧表(業務)

令和7年度

業務番号	第90003号
業務名	西海市汚泥再生処理センター敷地観測調査業務委託
業務場所	西海市大瀬戸町雪浦小松郷地内
業務の種類	地質

長崎県長崎市葉山1丁目28-1 日章葉山ビル502号 請 負 人 住所・氏名 応用地質㈱ 長崎営業所 営業所長 三原 隆一 様

公表期限 令和8年 5月31日まで

契	糸	j	E.	月	日		令和7年 5月15日
, ,							
第	口	契約	了変	更年	月	目	
第	口	契約	了変	更年	月	目	
第	口	契約	う変	更年	: 月	日	

請負代金金額(当初)	3,245,000円
第 回 変更請負代金金額	
第 回 変更請負代金金額	
第 回 変更請負代金金額	

_	期	着工年月日	令和7年	5月15日
	791	竣工年月日	令和8年	3月27日
第回] 変更	更竣工年月日		
第回] 変更	更竣工年月日		
第回] 変更	更竣工年月日		

随意契約における契約相手方の選定理由

上記業者は、西海市汚泥再生処理センター整備計画当初(平成20年度)から現在に至るまで地質観測調査業務に携わっており、現地の地質・地層概要および地すべり経過状況について十分に把握し、資料等も有している。上記業者でなければ、過去の地すべり経過状況との比較考察が十分に行えない。また、大きな変異等があった場合に、地質・地層特性を考慮した原因の究明や今後の対応検討が十分に行えないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、上記の者を選定する。

概	要												
水位	計観	測、	パイフ	プ歪計観済	則、アン	カーリフ	トオフ記	試験、地	也すべり	解析一記	t		
第	<u>;</u> 🗆] 変見	更概要										
第	; In	1 亦 i	更概要										
7	, 12	1 及 2	CM女										
t at													
第	, <u>p</u>	」変り	更概要										

第	可 変更理由条項	
第	可 変更理由条項	
第	可 変更理由条項	

契約內容一覧表(工事)

令和7年度

工事番号	第99035号
工事名	西海総合支所旧庁舎ネットワーク機器移設及び拠点VPN構築 工事
工事場所	西海総合支所他
工事の種類	電気通信

長崎県長崎市出島町11-13 請 負 人 住所・氏名 西日本電信電話㈱ 長崎支店 支店長 瀬戸口 浩 様

公表期限 令和8年 5月31日まで

1	契 糸	的 年	月	日	令和7年 6月 5日
第	口	契約3	変更生	F月 日	
第	口	契約変	変更生	 月 日	
第	口	契約图	変更を	下月 日	

請負代金金額(当初)	2,266,000円
第 回 変更請負代金金額	
第 回 変更請負代金金額	
第 回 変更請負代金金額	

工期	着工年月日	令和7年 6月 5日
上 朔	竣工年月日	令和7年 7月31日
第 回 変更	更竣工年月日	
第 回 変更	更竣工年月日	
第 回 変更	更竣工年月日	

随意契約における契約相手方の選定理由

上記業者は、本市ネットワークシステムの構築業者であり、また保守・運用業務も担っていることから、安全かつ確実な施工が可能であるため。

(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の適用)

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
概 要		
既存機	器及び配線の移設工事	
2217 12		
第	回 変更概要	
h	<u>口 </u>	
第	回 変更概要	
舟	巴	
第	回 変更概要	

第	回 发史理由条項
第	回 変更理由条項
第	回 変更理由条項
<i>></i> 1 ·	

契約內容一覧表(業務)

第 同 変更理由条項

令和7年度

業務番号	第108014号
業務名	生活保護システムガバメントクラウド接続環境構築 業務委託
業務場所	西海市
業務の種類	コンピュータ・システム関連業務

秋田県秋田市南通築地15-32 請 負 人 住所・氏名 北日本コンピューターサービス㈱ 代表取締役 江畑 佳明 様

公表期限 令和8年 5月31日まで

契	糸	句 年	月	日	令和7年 6月 1日
第	口	契約雾	変更を	F月 日	
第	口	契約雾	変更を	F月 日	
第	口	契約雾	変更を	F月 日	

請負代金金額(当初) 3,630,000円
第 回 変更請負代金金	全額
第 回 変更請負代金金	全額
第 回 変更請負代金金	全額

	期	着工年月日	令和7年	6月 1目
-	初	竣工年月日	令和7年	6月30日
第	回 変り	更竣工年月日		
第	回 変り	更竣工年月日		
第	回 変り	更竣工年月日		

随意契約における契約相手方の選定理由

本市の生活保護システムは、北日本コンピューターサービス(株が開発、構築し、運用保守業務も同事業者が行っている。

本業務は、標準化対応のためガバメントクラウド環境へ生活保護システムを移行するため、ガバメントクラウドへの接続環境を構築するものであり、システムの設定・調整作業は開発した事業者しかすることができない。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の適用)

概	要	147																																			
活	本市保護開発	もシ	ス、	テム	移	行	する	5た	め	の;	ガノ	ヾメ	ン	1	ク:	ラウ	カト	ヾ接	続	環	境村	冓鍒	延作	F業	を	委			集 化	<u>.</u>	共	重化	ムに	対师	なし	た親	新生
	第	口	変	更机	既要	五																															
	第	口	変	更机	既要	五																															
	第	口	変	更机	既勇	五																															

714		
第	到 変更理由条項	
笙	到 変更理由条項	
71	3 次大在山木·京	

業務番号 第13021号 業 務 名 西海市水道事業料金改定計画策定業務委託 業務場所 西海市内 業務の種類 上水施設等関連業務

請負人

長崎県長崎市東町1946-3-103

住所・氏名 ㈱ウエスコ 長崎営業所

所長 森田 誠 様

公表期限

令和8年 5月31日まで

	2 糸	り 年	月	目	令和7年 6月 3日
第	口	契約変	で更 年	F月 日	
第	口	契約変	で更 年	下月 日	
第	口	契約変	で 更 年	F月 日	

請負代金金額(当初)	9,460,000円
第 回 変更請負代金金額	
第 回 変更請負代金金額	
第 回 変更請負代金金額	

_	期	着工年月日	令和7年 6月 4日
-	// /	竣工年月日	令和8年 3月27日
第	回 変 見	更竣工年月日	
第	回 変 見	更竣工年月日	
第	回 変 見	更竣工年月日	

随意契約における契約相手方の選定理由

令和5年度西海市水道事業経営戦略改定業務委託を受注・履行してお り、西海市水道事業の経営・料金の現状・課題等々を熟知しており、通常よ り協議打合せ等の回数を削減出来るため、通常委託金額よりも安価な価格を もって契約することが見込まれることから1者指名をするもの (地方自治法施行令第167条の2第1項第7号)

契約內容一覧表(業務)

令和7年度

概	岁	문																					
ど 定	を含 を委	めた	事業道	重営に	して かかる	「独立 費用	採算制等のシ	ミュト	もと、レーシ	中長	期にわ を行い	たっ、適	て安全切なオ	で多く道料	☆公な	水道が制を材	×を安 検証す	定的に	と供給り、料	する金改	ため、 定計画	施設の 「の基礎	更新な 資料策
総	括原	価の	算定		料金																	の検討 定計画書	
	第	口	変更	既要																			
	第	口	変更	既要																			
	第	口	変更	既要																			
	第	П	変更:	理由多	A 項																		
	第	口	変更:	理由多	 条項																		
	第	口	変更:	理由多	条項																		

公表期限

契約内容一覧表(業務)

第 同 変更理由条項

令和7年度

業務番号第102003号 業 務 名 西海市こども計画策定業務委託 業務場所 西海市内一円 業務の種類 計画策定業務

福岡県福岡市早良区百道浜2-4-27 AIビル2階 請負人 住所・氏名 | ㈱ぎょうせい 九州支社 支社長 松浦 孝徳 様

令和8年 5月31日まで 契 約 年 月 日 令和7年 6月 3日 第 回 契約変更年月日 回 契約変更年月日 回 契約変更年月日

請負	負代金金額(当初)	3,300,000円
第	回 変更請負代金金額	
第	回 変更請負代金金額	
第	回 変更請負代金金額	

工	Я	着工年月	日	令和7年 6月 3日
上 芳	7]	竣工年月	日	令和8年 3月31日
第 回	変更	[竣工年月	日	
第 回	変更	[竣工年月	目	
第回	変更	[竣工年月	月	

随意契約における契約相手方の選定理由

本計画の策定業務委託については、計画策定に必要な専門的なノウ ハウや、昨年度策定した「第3期西海市子ども・子育て支援事業計 画」との整合したものである必要があり、また、将来的に同計画と の統合を行い1つの計画とするため、本市の地域事情を把握してお り「第3期西海市子ども・子育て支援事業計画」の策定業務委託を 行った「株式会社ぎょうせい」を1者指名としたい。(地方自治法施 行令第167条の2第1項第2号の適用)

概	要	_
憱	安	
争権	□5年4月に施行されたこども基本法第10条において、「こどもまんなか社会の実現」を目指すための基本的な力 P重要事項を定めた「こども大綱」を勘案し、市町村こども計画の策定が努力義務となり、少子化に対処するため	b
ては	極策や子ども・若者、子育て世代の当事者の意見を反映させた本計画の策定が必要となった。本計画策定に当たっ は、アンケート結果からの現況分析や専門的知識、情報を持つなど策定の過程における豊富なノウハウのある業者 選定する必要があるため本事業を業務委託するもの。	
	to an indicate the second seco	
第	第一回 変更概要	
第	第 回 変更概要	
第	育 回 変更概要	

第	可 変更理由条項	
第	到 変更理由条項	

契約内容一覧表(業務)

第 回 変更理由条項

令和7年度

業務番号 第110040号 業務名 第28弾さいかい丼フェア広告宣伝業務委託 業務場所 西海市内 業務の種類 広告・宣伝・看板

長崎市茂里町3-1 長崎新聞社7F 請 負 人 住所・氏名 株式会社九州広告 代表取締役 山﨑 弘子 様

公表期限 令和8年 5月31日まで

契	1 糸	的 年	月	月		令和	7年	6月	4 日	
第	口	契約雾	変更年	三月1	3					
第	口	契約雾	変更年	三月	3					
第	口	契約雾	と 更 年	三月	3					

請負代金金額(当初)	1,507,000円
第 回 変更請負代金金額	
第 回 変更請負代金金額	
第 回 変更請負代金金額	

Т	. 期	着工年月日	令和7年 6月 9日
	- 均	竣工年月日	令和7年10月31日
第	回 変更	更竣工年月日	
第	回 変更	更竣工年月日	
第	回変更	更竣工年月日	

随意契約における契約相手方の選定理由

「さいかい井フェア」はアンケートの結果から、県内客が約90%を占めている。「長崎新聞とっとってmotto!」は、県内の新聞購読シェア率1位である長崎新聞と共に各世帯に届けられるため、引き続き県内からの誘客を図るには適した媒体である。また、今回の事業者選定にあたっては協議会で決定後、開催までの短い期間での対応が必要なため長崎新聞のグループ会社である当該事業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、1者による見積もりとする。

概	E CONTRACTOR CONTRACTO
報誌。	かい丼フェアのリピーター獲得に加え、新たな顧客の獲得も目指し、県内への発信を継続していくため、生活情として県内一の発行部数である「長崎とっとってmotto!」の見開きにフェアを掲載することで、フェアのみな西海市の周遊促進に繋げることを目的とするもの。
第	回 変更概要
第	回 変更概要
第	回 変更概要

第	回 変更理由条項			
第	回 変更理由条項			